

令和4年 第11回

甲斐市農業委員会議事録

令和4年11月28日

1 日 時 令和4年11月28日(月) 午後3時05分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第20号 保安林指定に伴う農業委員会の意見について
報告第21号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
報告第22号 農地法第5条第1項第7号規定による届出の件
議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 1番 中村敬一 委員、3番 有泉善人 委員、6番 山本 修 委員
19番 神澤安行 委員

5 議事録署名委員 7番 雨宮良文 委員、8番 柳本利徳 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名
農業委員会事務局長 小宮山 尚
農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭
農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

7 閉 会： 午後4時00分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和4年第11回の農業委員会総会を開催致します。
小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしく
お願いします。

【議長（会長）】

（あいさつ）

本日の出席委員は15人です。定足数に達しておりますので直ちに会
議を開きます。

（日程第1議事録
署名委員の指名）

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、7番雨宮委員と8番柳本委員を指名致します。

（日程第2会期
の決定）

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ござい
ませんか。

（異議なしの声）

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

（日程第3議事）
（報告第23号）

【議長】

報告第23号農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を上
程致します。

事務局に番号10番から11番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 1 ページをお願いします。農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号 10 番、地図公図は 1 ページ、2 ページになります。

●●番地、面積 509 m²を●●の●●さんが貸駐車場にするための転用の届け出が出ています。

続きまして

番号 11 番、地図公図は 3 ページ、4 ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 1584 m²を●●の●●さんが地盤かさ上げのため、耕作土搬入の一時転用の届け出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

(報告第 24 号)

【議長】

報告第 24 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 49 番から 50 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 2 ページをお願いします。農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号 49 番 地図公図は 5 ページ、6 ページになります。

●●番地、面積 149 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに、所

有権移転により駐車場にするための転用の届出が出ています。
続きまして

番号 50 番 地図公図は 7 ページ、8 ページになります。

●●番地、面積 336 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに、所有権移転により個人住宅にするための届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

(報告第 25 号)

【議長】

報告第 25 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 11 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 3 ページをお願いいたします。

農地法第 18 条は耕作権等の解約になります。

番号 11 番、地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 2234 m²。貸人が●●の●●さん、借人が●●の●●です。

令和 3 年 1 月 1 日から 10 年間有償で利用権の設定がされていましたが合意解約をしたものです。解約届出日は令和 4 年 11 月 9 日です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 41 号)

【議長】

議案第 41 号農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 24 番から 27 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 4 ページをお願いします。

番号 24 番、地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

●●番地、面積 845 m²を●●の●●さんが競売落札により経営地拡大の許可申請が提出されました。

この申請は 8 月の競売適格証明の案件です。●●さんの現在の経営面積は 2571 m²。申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、耕運機です。

写真は南西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に、現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

はい、●●です。

18 日に●●と現地調査いたしました。

耕作もしっかりしていますので特に問題ないかと思いますがよろしくをお願いします。

【議長】

次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

●●です。

18 日に●●と現地調査いたしました。問題ないと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。

【議長】

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 24 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。続きまして事務局に番号 25 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 25 番、地図公図は 13 ページ、14 ページ、資料といたしまして換地予定図を 15 ページに添付しています。

●●番地、面積 446 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大の許可申請が提出されました。●●さんの経営面積は 21383 m²、申請地で水稲の作付を予定しています。所有機械についてはトラクター、田植機、コンバインです。この土地は土地改良事業の圃場整備区域内で換地が予定されています。本申請は現在の登記されている内容で行いますが、換地確定後は 15 ページの換地予定図の 2-5 の土地となります。譲渡人は、現在すでに一時用地指定通知書により 2-5 の土地で耕作を行っており、双方理解した上での今回の申請となっております。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

●●と現地調査をいたしました。写真にありますように圃場整備が行われていまして、申請地はすでに工事が完了しています。換地の場所も近くでありますし、本人達も了承の上でありますので問題ないかと思っておりますのでご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、18 日に現地調査いたしました。特に問題は無いかと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい●●です。圃場整備事業で農業委員会に申請が無くて換地処分を行ってしまっている事案があるのではないと思いますが。

【事務局】

はい、今回の申請につきましては、換地についての申請ではなく、農地の売買についての申請ですので換地は関係ありません。

換地については、圃場整備事業での換地委員会というものがあるので配分が決められていますので農業委員会への申請は関係ありません。

- 【議長】 その他質問はありませんか。
- 質問がないようでございます。
- 番号 25 番を許可とすることにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。
- 続きまして事務局に番号 26 番の説明を求めます。
- 【事務局】 はい、議長
- 番号 26 番、地図公図は 16 ページから 19 ページになります。
- 番地ほか 3 筆、合計面積 2557 m²を●●の●●さんから●●の●●に有償移転により経営地拡大の許可申請が提出されました。●●の経営面積は 7102 m²、申請地で榊の栽培を予定しています。所有機械についてはスピードスプレイヤー、乗用モアです。
- 写真は南西側からと●●番地は北西側から撮影したものです。説明は以上です。
- 【議長】 事務局の説明は以上です。
- 次に現地調査の報告を●●委員お願いします。
- 【●●委員】 はい、18 日に●●と現地調査をいたしました。写真にありますように少し雑草が生えているようですが、申請について問題は無いと思えますのでご審議お願いいたします。
- 【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。
- 【●●推進委員】 はい、18 日に現地調査いたしました。十分耕作できる状態ですので特に問題は無いかと思えます。審議の程よろしくお願いします。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
- 【●●委員】 榊となっていますがどのような栽培をするのか教えてください。
- 【事務局】 はい、苗木から植えて栽培をする計画です。収穫をするので高くしないで栽培をすると聞いています。2.5m程度です。
- 【●●委員】 木を植えるということですが周辺の耕作者は了解しているのでしょ

うか。

【事務局】 3条申請なので同意書は添付してもらっていません。

【●●委員】 適正に管理されていれば周りに影響がないと思いますが、管理がされない場合が心配になったので聞きました。

【議長】 その他質問はありませんか。

質問がないようでございます。

番号26番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。続きまして事務局に番号27番の説明を求めます。

この案件は、●●委員に関係するものですので、●●委員は一時退室をしてください。

【事務局】 はい、議長。資料5ページをお願いします。

番号27番、地図公図は20ページ、21ページになります。

●●番地、面積87㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大の許可申請が提出されました。●●さんの経営面積は3035㎡、所有機械についてはトラクター、田植機、脱穀機、バインダーです。公図の●●番地と●●番地は●●さんの土地で、接道が無いため今回の申請により取得し、機械等を入れやすくするためのものです。

写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】 ●●です。18日に●●と現地調査をいたしました。この土地は手前が●●さんの土地で奥の道路に面していないところが●●さんの土地です。今後、管理していくために入口が必要ということです。問題ないと思いますので、ご審議をお願いします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。18日に現地調査いたしました。今後の農地管理には必要で特に問題は無いかと思えます。審議の程よろしく願います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号27番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

●●委員の入室を認めます。それでは次の議案に移ります。

(議案第42号)

【議長】

議案第42号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号39番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料6ページをお願いします。

番号39番、地図公図は22ページ、23ページになります。

●●、面積277㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により敷地拡張のための許可申請が提出されました。

申請地は、住宅等が連坦する3種農地と判断できます。譲受人は会社を営んでおり来客があった場合の駐車スペースと自宅の庭として利用する計画です。

申請書に添付された資金証明、事業計画書からは問題はないと思われれます。

写真は北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告ですが、●●委員と●●推進委員より現地調査の結果問題なしとの報告を受けております。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号39番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 40 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 40 番、地図公図は 24 ページ、25 ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 516 m²を●●の●●が、競売落札により建売分譲 1 区画にするための許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地と判断できます。この案件は 8 月の競売の適格証明で審議したものです。適格証明の申請時の計画は 2 区画の建売分譲でしたが、落札後に土地の利用を再度検討した結果、1 区画の建売の計画で申請がありました。変更後の申請内容につきましても特段問題ない内容となっており、資金証明、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は、北西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

はい、●●です。18 日に●●と現地確認いたしました。住宅地の真ん中で問題ないと思いますのでご審議お願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、18 日に現地調査いたしました。特に問題は無いかと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 40 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 41 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 41 番、地図公図は 26 ページ、27 ページになります。

●●番地、面積 31 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに、有償移転により敷地拡張のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は連続する農地規模が 10 h a 未満の 2 種農地です。この土地は住宅に挟まれて進入も困難な土地となっており、農地としては活用できず草を抑えるため防草シートと碎石が敷かれている状況です。そのため譲渡人の始末書が添付されております。

譲受人は離れの居室を建築の予定、建築面積は 19.87 m²の計画です。

資金証明、事業計画書、始末書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は北東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員から、「残地となる水路用地について気になるが、転用については問題ない」との報告を受けております。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい●●です、ご覧の通り住宅に挟まれて面積も小さく使い道が無いのが実情です。転用は問題ないと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 41 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 42 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 7 ページをお願いします。

番号 42 番、地図公図は 28 ページ、29 ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 1435 m²を●●の●●さんから、●●の●●に有償移転により建売分譲 5 区画にする転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種の農地と判断できます。1 区画の面積は 203.51 m²から 352.83 m²。建築面積は 49.68 m²から 51.34 m²の計

画です。西側農道より新設の開発道路を東側に向けて入れ、給排水については新設道路に上下水道本管を敷設し接続、雨水排水については新設道路の側溝に接続の計画です。

資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は北西側からと南西側から、南東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】 ●●です。18日に●●と現地確認いたしました。申請地は●●のすぐそばで住宅地が迫っている所です。現状、草が生えていて防火・防犯上、分譲地になるということは地域住民とすると良いのではないかと思います。排水は下水道の本管ということで問題は無いと思いますのでご審議の程お願いします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい●●です、18日に●●と現地調査いたしました。隣接地は気になります、申請地については特に問題は無いかと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号42番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号43番の説明を求めます。

【事務局】 はい議長

番号43番、地図公図は30ページ、31ページになります。

●●番地、合計面積31㎡を●●の●●さんから、●●の●●さんに有償移転により敷地拡張のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する3種農地と判断できます。譲受人は農地

法による許可を得ず昭和 54 年頃から敷地の一部として利用をしておりました。この度、始末書を添付のうえ申請を行うものです。

始末書、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類からは問題ないと思われます。

写真は東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】 ●●です。18日に同じく現地確認いたしました

申請地は隣の開発地の測量で農地であるとわかったようですが、始末書によると昭和 54 年に当事者同士で決めて使っていたようです。

すでに、塀も建築されているので追認という形でご審議の程お願いします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい●●です、同日に現地調査いたしました。このような事案はたくさんあると思いますので追認によって正していくのかなと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 43 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 44 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号 44 番、地図公図は 32 ページ、33 ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 1638 m²を●●の●●さんから、下に行きまして、●●番地、面積 1772 m²を●●の●●さんから、3 筆の合計面積 3410 m²を●●の●●に賃貸借により店舗用地にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地と、一部、連続する農地規模が

10ha未満の2種農地と判断できます。

申請地にドラッグストアを建築の予定。店舗の建築面積は1428.43㎡の平屋建て。汚水については合併浄化槽で処理し市道側溝に放流、雨水排水については浸透槽を設けての地下浸透の計画です。

資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は、南東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】 はい●●です。18日に●●と現地調査いたしました。写真のとおり耕作はされてなく、時々草を刈る程度の荒地になっています。隣接に住宅も迫っていますので、荒地の状態よりは環境的に良いと思います。ご審議よろしくをお願いします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい●●です。18日に現地調査いたしました。今後、この周辺は開発が進むであろう所だと思います。問題は無いかと思っておりますのでご審議の程よろしくをお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号44番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第43号)

【議長】 議案第43号 競・公売適格証明願いの件を上程致します。
事務局に番号6番及び7番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長
資料8ページをお願いします。

地図公図は 34 ページ、35 ページになります。

競売・公売の適格証明ですが、差し押さえ等で農地の競売・公売が行われるときは、事前に申請予定の内容を提出してもらい許可できる内容か審議し、適格証明を発行することになります。

後に、落札決定した場合は、再度、許可申請をし、通常の議案としての審議の手順になりますのでご審議をお願いします。

申請地は●●番地ほか 2 筆、合計面積 2943 m²。農業振興地域内農用地で、2 件とも 3 条での申請を予定しています。

番号 6 番の申請人は、●●の●●さんです。

●●さんの現在の経営面積は 4851.47 m² 所有している機械は耕運機、トラクター、田植機、コンバインです。申請地でサツマイモの栽培を計画しています。

番号 7 番の申請人は●●の●●さんです。

●●さんの現在の経営面積は 5047 m² 所有している機械は耕運機、草刈り機です申請地でポポーの実の栽培を計画しています。

現在、林地化していますので、2 件ともに 1~2 年を整地の期間として計画しています。

資金証明、営農計画書等の添付書類からは問題ないと思われます。

写真は北東側からと北側からと北西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●●委員お願い致します。

【●●委員】

●●です。18 日に●●と現地調査いたしました。写真でもわかる通り山林化しています。整地して野菜や果物が作るということですのでご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、18 日に現地調査いたしました。現在は雑木林の状態になっていますが申請者が農地に戻すということなので特に問題は無いかと思えます。ご審議の程よろしくをお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 6 番及び 7 番を適格相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を適格相当とすることに決定致します。

次の議案に移ります。

(議案第 42 号)

【議長】

議案第 44 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号 62 番から 63 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長 資料 9 ページをお願いします。

番号 62 番、地図公図は 36 ページ、37 ページになります。

●●番地、面積 1182 m²を●●の●●さんが●●の●●に畑を 5 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。

牧草の栽培を予定しています。小作料は 10 a 当たり●●円です。
続きまして

番号 63 番、地図公図は 38 ページ、39 ページになります。

●●番地ほか 2 筆、合計面積 1535 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 5 年 1 ヶ月間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

水稻の栽培を予定しています。小作料は 10 a 当たり●●です。
説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、番号 62 番から 63 番を承認することに決定致します。

次の議案に移ります。

(議案第 42 号)

【議長】

議案第 45 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるものを上程致します。

事務局に利用権設定の番号 6 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 10 ページをお願いします。

番号 6 番、地図公図は 40 ページから 42 ページになります。

●●番地ほか 7 筆、合計面積 4867 m²を●●の●●さんが、山梨県農業振興公社に田を令和 5 年 1 月 1 日から 2 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

公社の配分予定者は●●の●●さんで賃料は年額●●円です、畑として利用し野菜の栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農地利用配分計画に基づき令和 5 年 1 月 1 日から 2 年間貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、番号 6 番を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後 4 時 00 分閉会